

整理番号：2－1

提言題名：取手市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の件について

【提言の要旨】

現在あき地の草は処分されているが、刈った後の草について片付けるよう言えないのか？

今後、毎年市役所に連絡して草刈り通知を依頼しなければならないのか？
(令和4年7月受付)

【回答の要旨】

刈りっぱなしの状態は、条例のうち「不良の状態」にあたるので今後片付けられていない場合は所有者の方に通知します。また、市内全域を管理するのは大変難しく毎年ご連絡いただき現場を確認した上で所有者に通知いたしますのでご了承ください。

(環境対策課 令和4年8月回答)